特別区制度調査会会長コメント

は十分な数値です。今、地域社会や経済の活力の低下等が懸念される 特別区の存する区域が本格的な少子・高齢社会 突入したことを示すに できる分権型社会の実現です。 中で、基礎自治体に求められる役割は、真に人々が豊かさと潤いを実感 特別区における平成 15年の合計特殊出生率 08と高齢化率 7. % は

築に踏みきっていく必要があると考えます。 を図り、 礎自治体としての体制を整えていくためにも、今こそ「都区制度の転換」 ていくためにも、また、特別区が分権型社会創造に向けて名実ともに基 ます。このような状況を繰り返すことなく都区制度の枠組みを乗り越え こうした状況の中で、東京大都市地域(東京23区の存する地域を11)は、未完の平成 12年都区制度改革問題から抜け出せないままでい 特別区の存する地域における広域自治体と基礎自治体の再構

択を行っていないのは、全てが、これからの特別区が選択しうる道だと考え として示した、2つのシナリオと2つの理論 モデルについて優劣 の評価 についての検討は今後に譲っています。 また、 新たな基礎自治体のイメージ 論点の整理を行いましたが、具体的な制度設計や財政の自主性・自立性 ているからです。 今回の報告では、 東京大都市地域 の「体性」の視点を中心に、 課題と

から巻き起こることを強く期待します。 本に則した多くの議論が、区民はもとより、特別区及び東京都の関係者 今回の報告が契機となって、自らの道は自ら選択するという自治の基

平成17年10月

特別区制度調査会

長大 森 彌